



ふなの森 ニュース 2016年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★やんばる国立公園 (環境省より)

平成28年9月15日、国内33か所目の国立公園として、亜熱帯照葉樹林の森が広がる沖縄島北部地域(通称:やんばる)に「やんばる国立公園」が新たに指定されました。固有種の「ヤンバルクイナ」という鳥の名前に付けられていますが、「やんばる(山原)」とは、「山々が連なり森の広がる地域」を意味する言葉です。やんばる国立公園は、多種多様な固有動植物及び希少動植物が生息・生育し、石灰岩の海食崖やカルスト地形、マングローブ林など、多様な自然環境を有しています。このような自然環境の中での日々の暮らしで育まれてきた、伝統的なやんばるらしさが息づく人文景観が特長で、カヌーやアニマルウォッチングなどのレジャーが盛んに行われています。

出典:環境省HP「自然環境・生物多様性」<http://www.env.go.jp/nature/np/yambaru.html> (アクセス日:2016年11月21日)

★生物多様性アクション大賞2016 (環境省より)

環境省が事務局を務めている「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)が、「生物多様性アクション大賞2016」の授賞式を11月19日(土)に行いました。今年で4回目の開催で、全国各地で行われている5つのアクション(たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう)に取り組む団体・個人を表彰しました。アクション大賞受賞者が、12月10日(土)に開催される「エコプロ2016」のイベントステージで、生物多様性アクション大賞2016アンバサダーである「さかなクン」とのイベントに登壇し、プレゼンテーションを行います。

出典:環境省HP「報道発表資料」<http://www.env.go.jp/press/103175.html> (アクセス日:2016年11月21日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



グリーンボンド(環境債)について

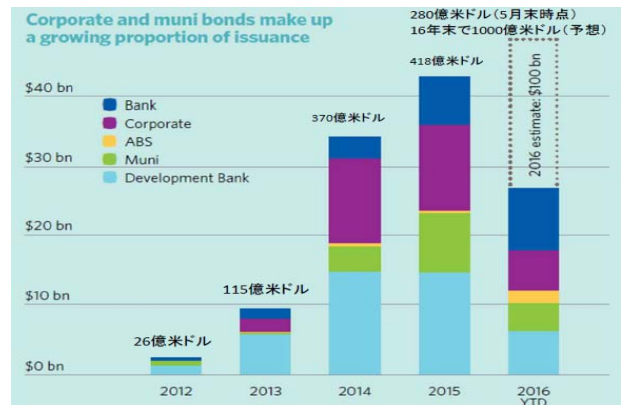
グリーンボンドとは？

グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券です。近年、国際的な普及が急速に進んでおり、グリーンボンドが注目を集めています。今後も温室効果ガスの長期大幅削減を進めていくうえで、再生可能エネルギー事業をはじめとするグリーンプロジェクトに対し、幅広い投資家から民間資金を導入していくことが期待されています。

世界のグリーンボンド市場の現状

グリーンボンドの発行額は年々増加しています。気候ボンドイニシアチブ(CBI)によると、2015年までの累計でグリーンボンドは約1,180億米ドル発行されており、2016年単年のグリーンボンド発行額は1,000億米ドルと予想されています。起債額増加の背景には、民間企業や地方自治体など、発行体の多様化が挙げられます。また、2015年以降は、インドや中国といったアジア新興国における発行額が急増しています。

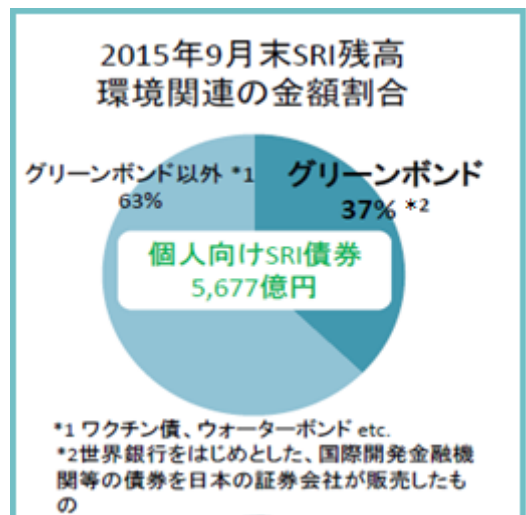
＜世界のグリーンボンドの発行額推移＞



日本のグリーンボンド市場の現状

国内市場において、社会的責任投資(SRI)市場は拡大傾向にあります。グリーンボンドやソーシャルインパクトボンドなどのSRI債券や、当該テーマに基づく金融商品を取りまとめたSRI投資信託などの市場が拡大しています。その中で、グリーンボンドなどの環境をテーマにした投資の割合は、比較的高い割合となっています。

東京都は、グリーンボンド発行に向けた検討を進めていましたが、2016年12月に、「東京環境サポーター債」と名付けた外貨建ての個人投資家向け都債を、試行的に100億円相当額発行することを決定しました。この都債の発行により調達した資金の全額を、都が実施する環境へ寄与する事業に充当するとし、来年度以降、本格的にグリーンボンドを発行していく予定です。



出典：環境省HP「世界・日本のグリーンボンド概況」：<http://www.env.go.jp/press/gbp-01/mat04.pdf>
東京都HP 都債IR情報 「東京環境サポーター債(外債)」：<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/bond/kojin/kojin.html>
(アクセス日:2016年11月21日)



ECOインフォメーション

気候変動リスクについて

業種別の気候変動による影響

米国で、非財務情報の開示基準の策定を目指している非営利団体のSASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）は、各業種が気候変動から受ける影響をまとめた報告書を、投資家向けに公表しています。

SASBでは、気候変動リスクを「（1）Physical Effects：物理的な影響（海水面の上昇や気温の上昇などによる影響）、（2）Transition to a Resilient, Low-carbon Economy：低炭素社会への移行に伴う影響（再生可能エネルギーへの需要増加などのエネルギーシフトに伴う影響）、（3）Climate Regulation（温室効果ガスの排出規制による影響）の3つに分類しています。

例えば、電気・ガス等のインフラ分野では、海水面の上昇や干ばつ、洪水などの自然災害の増加に伴い、設備が被害を受ける可能性が指摘されています。

こうした将来の気候変動リスクを踏まえ、対策をしていくことが望まれます。

SECTOR	INDUSTRIES	CLIMATE RISK CATEGORY		
		PHYSICAL	TRANSITION	REGULATION
Health Care	Biotechnology	■	■	
	Pharmaceuticals	■	■	
	Medical Equipment & Supplies	■	■	
	Healthcare Delivery	■	■	
	Healthcare Distribution	■	■	
Financials	Commercial Banks		■	
	Investment Banking		■	
	Asset Management		■	
	Consumer Finance		■	
	Mortgage Finance	■		
	Security & Commodity Exchanges	■		
Technology & Communications	Hardware		■	
	EMS & ODM	■	■	
	Semiconductors	■	■	■
	Software & IT Services	■	■	
	Internet & Media Services	■	■	
	Telecommunications	■	■	
Non-Renewable Resources	Oil & Gas - Exploration & Production	■	■	■
	Oil & Gas - Midstream		■	
	Oil & Gas - Refining & Marketing	■	■	■
	Oil & Gas - Services	■	■	
	Coal Operations	■	■	■
	Iron & Steel Producers	■	■	■
	Metals & Mining	■	■	■
	Construction Materials	■	■	■
Transportation	Automobiles		■	■
	Auto Parts		■	
	Car Rental & Leasing		■	
	Airlines		■	■
	Air Freight & Logistics		■	■
	Marine Transportation		■	■
	Rail Transportation		■	■
	Road Transportation		■	■
Resource Transformation	Chemicals	■	■	■
	Aerospace & Defense		■	■
	Electric & Electronic Equipment		■	■
	Industrial Machinery & Goods		■	■
	Containers & Packaging	■	■	■

SECTOR	INDUSTRIES	CLIMATE RISK CATEGORY		
		PHYSICAL	TRANSITION	REGULATION
Services	Education			
	Professional Services			
	Hotels & Lodging	■	■	
	Casinos & Gaming		■	
	Restaurants	■	■	
	Leisure Facilities		■	
	Cruise Lines		■	■
	Advertising & Marketing		■	
	Media Production & Distribution		■	
	Cable & Satellite		■	
Consumption I	Agricultural Products	■	■	■
	Meat, Poultry & Dairy	■	■	■
	Processed Foods	■	■	
	Non-Alcoholic Beverages	■	■	
	Alcoholic Beverages	■	■	
	Tobacco		■	
	Household & Personal Products	■	■	
Consumption II	Food Retailers & Distributors	■	■	■
	Drug Retailers & Convenience Stores		■	
	Multiline and Specialty Retailers & Distributors		■	
	E-Commerce		■	
	Apparel, Accessories & Footwear	■	■	
	Appliance Manufacturing	■	■	
	Building Products & Furnishings	■	■	
	Toys & Sporting Goods		■	
Renewable Resources	Biofuels	■	■	■
	Solar Energy	■	■	■
	Wind Energy		■	
	Fuel Cells & Industrial Batteries		■	
	Pulp & Paper Products	■	■	
	Forestry & Logging	■	■	■
Infrastructure	Electric Utilities	■	■	■
	Gas Utilities	■	■	■
	Water Utilities	■	■	■
	Waste Management		■	■
	Engineering & Construction Services	■	■	
	Home Builders	■	■	
	Real Estate Owners, Developers & Investment Trusts	■	■	■
	Real Estate Services		■	

出典：SASB Climate Risk Technical Bulletin
<http://using.sasb.org/sasb-climate-risk-framework/>
(アクセス日:2016年11月17日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに SOMPO リスクアマネジメント作成)

砂糖税

砂糖入り飲料の飲み過ぎが、肥満や糖尿病、心臓病を招く恐れがあるとの研究結果を踏まえ、砂糖税の導入が各国で議論されています。世界保健機関(WHO)は、砂糖入り飲料への課税は、健康問題を減らすことに効果があるとして、砂糖入り飲料への課税を導入するよう各国へ呼びかけています。イギリスでは、清涼飲料水に含まれる砂糖の量に応じて課税する砂糖税が、2018年4月から導入される予定です。日本においても、厚生労働省が2015年6月に公表した「保健医療2035提言書」において、たばこ、アルコール、砂糖など、健康リスクに対する課税の導入について、提言されています。

パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が、11月4日に発効されました。同協定では、世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及しています。主要排出国・途上国(米国、中国、インドなど)を含む全ての国が、①削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し、②自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受け、③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことを、主な取り組みとしています。2016年11月にモロッコにて開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)において、15日から18日までパリ協定第1回締約国会合が合わせて開催され、「パリ協定」の詳細なルールについては、2018年に決めることが採択されました。

国連責任投資原則(PRI)

国連責任投資原則(PRI)とは、機関投資家の投資の意志決定プロセスや株式の保有方針の決定に環境、社会、企業統治(ESG)の課題に関する視点を反映させるための考え方を示す原則です。安定的で持続可能な金融システム構築に寄与するフレームワークを世界の投資業界に対し提供することを目的とし、国連が2006年4月に6つの原則を公表しました。この原則では、投資の意志決定プロセスや株式の保有方針に加え、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めことや、投資業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うこと、本原則実行の効果を高めるために協働すること、さらに、その実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告することが示されています。現在、世界で1,500以上の機関がPRIに署名しています。

ぶなの森ニュース

2016年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432

(クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属いたします。したがって、投資者の皆様[※]の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。